

学の持ち出しなのか、混乱し始めている。図書館などでは蔵書などに関しこれまで膨大な財産目録を作りを行つてきた、これもどのようにしていくのか見えない。

五、大学によつては、非公務員型ということで、既に外部から人材を迎えるよう当たりを付けているところもある。

六、文科省は、現在、国会もあつてばたばたの状況になつてゐる。これまでには、課長補佐、係長などが厳密にやろうということで、教員一人を増やすにもがたがたと申つたり、そのままの文章で言つてはいるので済みませんね、がたがたと申つたり、新しいことは他に例がないと言つたり、前例主義で強硬なことがあつたが、今は暇がないから大学の方で判断してくれといふ自由な状況になつてゐる。国会審議が終われば、また厳密にやろうと口を入れてくるのではないか。局長クラスは大学の自由だといつも言つてゐるが、課長補佐、係長クラスの体質が変わらない。

七、就業規則の制定もどうするのか、職員の過半数を代表するとはどのようやればよいのか、だれも分かつてない。混乱が生じなければ危惧している。

延々と一時間も読んでもしょがないのでこの辺でこれはやめますが、私は、これはあくまで一大学の一例ではあるが、多かれ少なかれど

の大学でも同じような状況ではないのかと思ふし、大学側の率直なこれは声だと思います。大臣、副大臣もそんな意味で受け止めてほしいと思ひます。

こうした準備作業について、大臣は当初、閣議決定に基づいて行われていたと答弁された。しかし、その答弁は削除された。では、法案成立前のみならず、法案の国会提出前から法人が作成すべき中期目標、中期計画が何を根拠に作成準備が進められているのか。

先日の委員会では、櫻井議員の質問に対しても挙げられた。第四条は文部科学省がつかさど

る事務が列挙してあり、同号は、「大学及び高等学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に關すること」となつてゐる。もしもこれが準備行為の根拠になるのならば、設置形態を問わず、大学と高専について文部科学省があらゆることを強制されても仕方がないことになつてしまふのではないか。

前回の委員会においては、「事実行為を行うに当たつて手段法律上の規定によらずできるということにつきましては先行する独立行政法人においても同様であるわけでございます」と大臣は答弁してみえます。つまり前回の答弁は、一方で法律

の、法律上の規定によるものではないと言ひながら、一方で文部科学省設置法第四条を持ち出しており、意味が通らないまま放置された状態で終わつてゐると思ひます。ここをまず明確にすべきである。

文部科学大臣のこのところの、一方では事実行為だと、それをかなり強く前段で答弁されて、後半で設置法を持ち出された。設置法ならば何でもできると、法案があつたがなかろうが設置法つていつもあるものであるわけですから、すべての

ことができるということになつてしまふと私は思ひますけれども、このところの一編整理をきちんととしていたい。

私は、むしろ事実行為として準備を進めているのではないかというふうに思ひます。根拠を設置法に求めるということは、仮に防衛省設置法で有

ることはないかといふに思ひます。根拠を設置法をしておるわけでございます。

こうした準備作業について、大臣は当初、閣議決定に基づいて行われていたと答弁された。しかし、その答弁は削除された。では、法案成立前の

みならず、法案の国会提出前から法人が作成すべき中期目標、中期計画が何を根拠に作成準備が進められているのか。

先日の委員会では、櫻井議員の質問に対して大臣は、文部科学省設置法第四条第十五号を根拠と

して挙げられた。第四条は文部科学省がつかさど

る事務が列挙してあり、同号は、「大学及び高等学校における教育の振興に関する企画、立案、援助、助言に關すること」ということでございますか。もしそうならば、我が国の教育機関はすべて文部科学省設置法第四条を根拠にありとあらゆることを強制されても仕方がないことになつてしまふのではないか。

前回の委員会においては、「事実行為を行うに当たつて手段法律上の規定によらずできる」と、準備作業が何に基づいてできるのか、設置法

の、法律上の規定によるものではないと言ひながら、一方で文部科学省設置法第四条を持ち出しており、意味が通らないまま放置された状態で終

わつてゐると思ひます。ここをまず明確にすべきである。

文部科学大臣のこのところの、一方では事実行為だと、それをかなり強く前段で答弁されて、後半で設置法を持ち出された。設置法ならば何でもできると、法案があつたがなかろうが設置法つていつもあるものであるわけですから、すべての

ができるということになつてしまふと私は思ひますけれども、このところの一編整理をきちんととしていたい。

私は、むしろ事実行為として準備を進めているのではないかといふに思ひます。根拠を設置法に求めるということは、仮に防衛省設置法で有

ることは手段の法律上の根拠がなくとも可能である

ことは手段の法律上の根拠がなくとも可能である

四

条がないとできぬということなんですか。できるんでしよう、事実行為として。なのに、何で四条

ですもの。そうしたら、文教行政に関することは設置法によって何でもできると。

○副大臣(河村建夫君) 佐藤委員御指摘のとおり
ですよ。おかしいじやないですか。当たり前で
しょう、この法案を出すのは所掌事務ですから、
だと私も思います。

ただ、この根拠は

法が出てきたことは、佐藤さん

の分厚いやつをぱつと大臣に出されて、大臣が急にそれを読んだ、それが実態だつたでしよう、あるのときは、ね。もうちょっと後ろに座つておる人、もうちょっとといい資料を大臣、副大臣に出さぬと、またまた止まりますよ。

るから同様にできるということはこれはおかしい。幾度となく答弁されているように、大学の自律性を尊重するならば、法人の設立以前に国立大学が大臣に出す中期目標の私は原案となる、あえて素案と言いますが、原案となる素案を作る過程においても、本法律案に規定されているように、独立行政法人とは異なる法定手続が尊重されなければならないはずだと。それが独立行政法人と国

立大学法人の違いなんですよ。したがって、準備作業は可能であるとする根拠

の一つとして、先行する独立行政法人においても

同様であるからこの国立大学法人についても法案提出前から、先ほど大学の現状について申し上げ

た中で言えば、私のところへ送つてきたものだと

今年の一月から準備作業に入つていいようですが、私は独立行政法人ならでないと思うんです。

独立行政法人にできるから国立大学法人にもでき

るんだと。ということは、**結局**、**国立大学も独立行政法人も同様なんだよ。**

何を根拠に事実行為として、もう文科省、設置

法は要らぬですよ。何を根拠に法人が存在しないのを準備作業が事実行為としてできるのか。独立

のいきは、行政法人と国立大学法人には私は違ひがあるので

はないかと、こう思うんですが、どうですか。
○参考人（吉澤純一郎君）即ち商のうへ、

○政府参考人(遠藤純一郎君) 御指摘のように中期目標、中期計画を策定し、さらにはその準備

をするというに際しましては、最大限国立大学の先生、先生を尊重しなければならないといふ

自主性・自律性を尊重しなければならないといふことは当然のことであるというふうに私どもも

思つておるわけでござります。

そこで、その準備行為でござりますけれども、先ほど来委員が御指摘のように、事実行為として

の準備行為、これは国立大学法人だから、独立行

政法人たからという以前の問題として、法律を出して、その法律の成立後に備えて各種の準備行為

を事実行為としてやるということは、これは先ほ

ど來議論ありますように、そういうことでできる
ということに思つておるわけでござりますけれど

も。

あくまで四条はこの法案を提出できるということ、掌事務の中の一環じやないですか。それを、この法案について準備ができるということは、四条に基づいてできるんではなくて、事実行為としてで起きるんじやないんですか。もう始めなきやいかぬわけでしょう。そして、その準備が一月から始められている。あるいは、法案成立前、後にやるのか、その辺は政策判断なのかどうするのか、審議の状況を見てやるのか、それはいろいろパターンはあるんだろうと私は思いますよ。だけれども、一つ、あくまで設置法というものは法案を出す根拠でしょう。その法案を出しておいて、それにまつわることのあらゆることはこの四条の根拠法でできること、何をやってもいいということじやないですか。だつたら、さつき言つたように、防衛庁はいろいろとあれはあるわけですが、ほかの省庁も。それはまあ国民の権利や義務を侵すことまでは設置法ではできぬにしても、設置法があれば法案なんかどうであつたつて何ができると。全部、文教行政に関する所掌は文科省

う思つております。
○佐藤泰介君 やつぱり、先ほど大学の準備の中
で文科省は今はたばたになつておるという箇所が
ありました。が、ちょっと整理してやつぱり答弁さ
れないといかぬと思いますね。
この国立大学法人法の準備がこの四条ができる
という法的根拠だと言わると、私は納得できな
い。これはやつぱりあくまでいろんな法案や助言書
やそういうことをしていくものを出す場合の根拠
であつて、出した後の法案の準備や作業やそういう
うものはまたこの四条で何でもできるということ
は私はちよつとおかしいと思います。まあ、河村大
臣が佐藤さんの理解が正しいというような答
弁を今されましたのでその理解をさせていただき
ますが、やつぱりその辺はもうちよつと慎重に、
後ろお座りの官僚の皆さんも、突如としてあのと
きは、それがあえてと聞かれたから、後ろからあ

標は、一方的に定めれば。したがつて、それに基づいて準備ができるんですよ。そう理解するのが私は普通だと思いますよ。

しかし、国立大学法人の中期目標は、先ほど独立行政法人ではないと大臣は答えられましたよ。中期目標を一方的に定めるんじやないと答えられましたよ。じゃ、一方的に定めることになつていらないこの国立大学法人の準備作業を、先行する独立行政法人が準備できるからこっちもできるんだということは、要するにこれも独立行政法人だと、枠組みだからできると、そういう答弁なのかかもしれません、明らかに独立行政法人とは違う。それは中期目標を一方的に定めるんではないんです。他の独立行政法人は中期目標を一方的に定めるんですよ、大臣が。したがつて、それについて準備ができるいくんですよ。しかし、この国立大学法人は一方的に定めるものじやないんですよ。

したがつて、私は、事実行為として準備ができるその理由は、先行する独立行政法人が行つていい

何を根拠に事実行為として、もう文科省、設置法は要らぬですよ。何を根拠に法人が存在しないのに準備作業が事実行為としてできるのか。独立行政法人と国立大学法人には私は違ひがあるのではないかと、こう思うんですが、どうですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 御指摘のように、中期目標、中期計画を策定し、さらにはその準備をするというに際しましては、最大限国立大学の自主性、自律性を尊重しなければならないということは当然のことであるというふうに私どもも思つておるわけでございます。

そこで、その準備行為でございますけれども、先ほど来委員が御指摘のように、事実行為としての準備行為、これは国立大学法人だから、独立行政法人だからという以前の問題として、法律を出して、その法律の成立後に備えて各種の準備行為を事実行為としてやるということは、これは先ほど來議論ありますように、そういうことでできるということに思つておるわけでございますけれども。

そこで、先行の独立行政法人という例を引きましたのは、そういう、ただ単に総論として言つてゐるだけじゃなくて、そういう例としてほかにいろいろな例があるわけでございますので、一番、国立大学法人と独立行政法人とはイコールではありますけれども、それに近いものとして、独立行政法人の場合においても、その準備行為、法律成立前に準備行為としていろんなことができますと、いうことにつきまして国会でもそういう議論があつたということで、例として、一つの例として、近い一つの例として言わば例示を、事実行ができるという例示に持ち出させていただいたと、こういうことでございます。

倣つて今回の大学法人もやるんだというような形の答弁、表面上はそういうふうにはなつておりますが、私の理解は、やっぱり法案を出して事実行行為として準備を、今の先行の独立行政法人もやっているんだから、やれる部分については事実行為としてやりたいというふうに私は理解をしておりまますし、また、さはさりながら、その独立行政法人が持つてているいろんな規則、通則法を準用する部分もあるわけですね。例えば、四十九条の会計規程とか、あるいは三十七条の企業会計原則等々は準用するとなつておりますから、あの会計システムの問題等にも入つてくるわけであります、こういうものも、やっぱり通則法があるわけですが、さいまして、それに応じて準備をしなきゃいかぬ

から。それにいろんな理屈を付けてくるとおかしくなりますよ。独立行政法人でできるんだとか、法人化した大学も前の大学と同一性だとか、職人も大体一緒だとか、そんなことは当たり前のことですよ。全く違うものを作るんじゃないんですから。だからできるんだというような変な理屈を付けてくるとますます変なところへ落ち込んでいくつておかしな答弁になつていくんですよ。事実行為としてできる範囲はどうかということは、これは議論の分かれるところだとは思いますけれども、それはそれとして議論をするべきことであって、独立行政法人がやつておるからできるとか、これこつちだからできるとか、そういうものを付け加えて答弁されると、じゃ違うんじゃないですかということになるんですよ。もつと自信を持つ

ところの区分けは、これからいろいろ政策的な問題もあり、はつきりさせていかないかぬわけですよ。それが行き過ぎであるのか行き過ぎでないのかということは議論がありますよ。あえて私は今日はそれはやりませんけれども、一定の準備作業は必要であるんですよ。そうでなかつたら回っていきませんよ。私がこれまでの議論を整理して助け船出しておるわけじゃないですよ、これは。余分なそこへ独立法人がひつ付いてきたり、大学も、法人化した大学も同一性を持つておるとか、職員も同じだとか、そういうことで答弁されるわけです。

しかし、ここでもう一つ私は問題にしたいのは、

独立法人とこれと違うのは、そのために三条規定もあるんでしよう。そうじゃないですか。それで、答弁の中でもいろいろ今ありましたよ。大学が原案を作つて大臣が一方的に押し付けるものではないとか、いろいろ答弁がありましたよ。それが一番違うんじゃないですか。これが今まで答弁されてきた学問の自由や大学の自律性や自主性を守ることにつながるんだと言われたじやないですか。そのことと、独立行政法人というのは主務大臣が一方的に中期目標を決めるんですよ。冒頭で大臣も違うと言われたです、それは。なのに、準備作業は独立行政法人と同じようにできるんだと。一番のところは、枠組みが云々ではなくて中期目標のところでしよう。その中期目標の作り方が全く異なつておるところがこの大学法人の独立行政法人とは違うところだと、そう言われたじやないですか。準備作業にいく場合には、これは独立行政法人がやつておるから国立大学法人もできるんだと。それなら一緒にやないですか。

○副大臣(河村建夫君) 佐藤委員言われるとおりで、いわゆる一般の独立行政法人と今回の大学法人の違いは正にそのところにあることは間違ひございません。ただ、こういう形で、先行の独立行政法人がああいう形で準備している、それに

そういう意味で先行もやっていることを全部同じようにもやるんだということでは決してないわけであります、そういう形の例もあるので、それも一つの、見習つてといいますか、先行はやつておるわけでありますから、そうした準備もその例の一つとして例示したと、こういうふうに、それを主眼の主たる理由で取り上げて説明したとは思つておりませんけれども、それもあるし、という意味で例示をして御説明を申し上げたと、こういうことでありますと、基本的には、中期目標は十分大臣側を尊重し配慮義務を持つてやつていく、この基本線は決して崩しておらないところでございます。

○佐藤泰介君 河村大臣、いつも中間を取つて、佐藤さんの言われるところだとまず始まりますので、反論がしつこくなる非常にうまい答弁を、今日は局長と大臣と副大臣で連携を取つて、河村副大臣が佐藤さんの言うところだというふうにまず言つて、すすつとこう。まあ、お世話になつている河村さんですから。

いや、ちよつと違う観点から行きますよ。

これはやっぱり、事実行為として準備ができるということは、私は一定の準備行為は可能だと思っていますよ。そうでないとできないわけです

きぬというのには、またこの委員の、委員間によつても違うと思いますし、この与党の皆さん方も違うのかもしだれぬし、だけれども、そこへ、独立立派な人がやつておるからできるとか、今の大法と法人化したもののは大体よう似ておる、同一性だと、職員も変わらぬと、そんなことは当たり前だ。国立大学を小学校に変えるわけじゃないんだもんで、大体同じ、そういう答弁ばっかりして、ばっかりとは言いませんが、そういう答弁が多過ぎるんですよ。じゃないですか、局長。そうすると副大臣が中間を取つて、はいはいそのとおりでございまして、しかし局長の言うのはこういうことでも言つておるんですといふ答弁にいつもこれ終始しておるんですよ、これ。

まあ、ちよと次へ移りますわ。

河村副大臣、いいですよ、私の言つておる」と、間違つていないですよね。

じゃ、事実上の問題として、私も一定の準備作業は可能であると、こう思つていますよ、そんないろいろな理屈付けぬで、当然、四月一日に法人化するんだから。そうすると、法律制定前にやれることと法律施行した後にやれることと、そこの

私は、今申し上げたように独立行政法人の手法で、枠組みの中で準備が進んでいくと思います。平成十六年四月一日以降に国立大学法人に衣替えする制度になつてている点、なつてているんですよ。この法案では、各国立大学法人の中期目標は、大学の意見を聴き、これは先ほど言われました、文部科学大臣が決定することになつていて、です。そしてその前に、学内手続として、経営協議会と教育研究評議会の議を経る必要があるんです。また、学長と理事で構成する役員会の議も経なければならないことになつていてるんですよ。特に役員会には、我々の考え方とは異にしますけれども、学長とともに重大な責任を負う学外者の理事を含むということになつているんです。

しかし、平成十六年三月三十一日までに準備される中期目標の原案となる素案は、あるいは中期計画は今申し上げたような手続が取られないことになるんですよ。平成十六年四月一日以降そのような手続が取られるとしても、今年の一月から準備に掛かってきてこの原案が覆るとは私には思われにくい。とすると、学長が任命する理事は、これから学長色が付いている人が予定されるのではないか。また、学外者の理事は中期目標の作成に当たつて白紙から参加することにな

期目標のところでしよう。その中期目標の作り方が全く異なつておるところがこの大学法人の独立行政法人とは違つところだと、そう言われたじやないですか。準備作業にいく場合には、これは独立行政法人がやつておるから国立大学法人もできるんだと。それなら一緒じゃないですか。

○副大臣(河村建夫君) 佐藤委員言わるとおりで、いわゆる一般の独立行政法人と今回の大学法

○佐藤泰介君 河村大臣、いつも中間を取つて、佐藤さんの言わるとおりだとまず始まりますので、反論がしにくくなる非常にうまい答弁を、今日は局長と大臣と副大臣で連携を取つて、河村副大臣が佐藤さんの言うとおりだというふうにまず言つて、すすつとこう。まあ、お世話になつている河村さんですから。

いや、ちよつと違う観点から行きますよ。

昌が中間を取って、はんぱないそのとおりでございまして、しかし局長の言うのはこういうことも言つておるんですという答弁にいつもこれ終始しておるんですよ、これ。
まあ、ちょっと次へ移りますわ。

河村副大臣、いいですよね、私の言つておることで、間違つていないですわね。
じゃ、事實上の問題として、私も一定の準備作業は可能であると、こう思つていますよ、そんな

とも 学長とともに重大な責任を負う学外者の理事會を含むことになつてゐるんです。

しかし、平成十六年三月三十日までに準備される中期目標の原案となる素案は、あるいは中期計画は今申し上げたような手続が取られないことになるんですよ。平成十六年四月一日以降そのような手続が取られるとしても、今年の一月から準備に掛かってきているこの原案が覆るとは私には思われにくい。すると、学長が任命する理事は

人の違いは正にそこのところにあることは間違
ございません。ただ、こういう形で、先行の独立
行政法人がああいう形で準備している、それに

これはやつぱり、事実行為として準備ができる
ということは、私は一定の準備行為は可能だと
思っていますよ。そうでないとできないわけです

いろんな理屈付けぬでも。当然、四月一日に法人化するんだから。そうすると、法律制定前にやれることと法律施行した後にやれることと、そこの

初めから学長色が付いている人が予定されるのではないか。また、学外者の理事は中期目標・中期計画の作成に当たつて白紙から参加することにな

らないのではないか。このことは、平成十六年度から六年間は学外者を含めた合議制の執行機関で

ある役員会の議を経ていない中期目標、中期計画が使われることにはならないのか。

教育研究評議会は、私は、主に学内者で構成されているため、現在の大学に置かれている評議会的な役割を果たすとも言えるとこれは思います。しかし、経営協議会は半数が学外者から構成されることになつてゐる。現在、学外者からのみ構成されてから運営委員会議が行なつてゐる。

われは学外者の御意見を尊重する立場で、この法案で言う「運営協議会」とは担うべき責任の度合いが大変大きく違う、異なる。そして、国立大学法人のポイントの一つとされる運営責任を伴った学者の意見の反映は、現在行われている原案となる素案の作成過程では、今大学が一月から作つてある。外者の意見の反映は、現在行われている原案となる素案の作成過程では、今大学が一月から作つてある。外者の意見の反映は、現在行われている原案となる素案の作成過程では、今大学が一月から作つてある。外者の意見の反映は、現在行われている原案となる素案の作成過程では、今大学が一月から作つてある。

定に当たっては、法案に則した手続を取る必要があるのではないか。だあつと準備してきて、四月から来てみえるけれども、一月から、今年の一月から作ってきた、来年三月三十一日いよいよだと。今まで準備してきたものがそこで覆ることもあるんですか。それなら、大学関係者の方多く来てみえるけれども、一月から、今年の一月から作ってきた、来年三月三十一日いよいよだと。法人化になつた、いろんな学内の手続取つたらその中期目標は覆つたと。何のために今準備しておくるんですか。余りにも不親切じゃないですか、この法案は。それはこうするという、何かなければいけぬじやないですか。三月三十一日までは、私は認めぬけれども、大体独立行政法人の形でいくんですよ、これ。そうでしょう。だから、準備も、準備はと聞いたら、先行する独立行政法人がやつておると、そういう答弁につながるんですね。しかし、一日たつと法人に衣替えするんですよ。そして、その一日たつたらいろんな手続を取らないかぬわけですよ、法人になるために。その手続は三月三十一日以前には何もやれないじやないですか。

す。 そのいろいろをどのように整理されてみえます。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 中期目標につきましては、委員御指摘のように、四月一日に法人が成立をしましたらその法人として、今御指摘のように内部の一連の手続を経まして大学、法人において中期目標の原案を作成をし、それを文部科学大臣に提出をするということになるわけでござります。

ただ、四月一日からこれを全部一連のことをやるということになりますと、法人が成立をし、いろいろな法人の教育研究等をやっていかなくちゃならないわけでござりますから、基本的に、議員貢献指摘のように四月一日に法人が成立をした後でそういう法律に基づく一連の手続をやるわけでございますけれども、その前に、大学の方では諸準備をしておるわけでございまして、それで諸準備をし、素案という形で大学の方でおまとめになると

いうことになろうかと思ひます。素案という、素案につきまして、法人化以前の事実上の行為としまして素案を提出をしていただきます。この法律、法案で十六年四月一日以前の十五年十月一日に国立大学法人評価委員会これが施行されることになつておりますので、その提出されました素案につきまして、事前の準備として国立大学法人評価委員会で事前に審議をしていただくということにしておるわけでございまます。

御指摘のように、それではその素案が全くそのままの形で原案として四月一日以降出るのかといふことでござりますけれども、これはやはり四月一日以降、正式の手続の過程におきまして素案と原案が若干違つてくるということも当然あるといふうに考えておるわけでございますが、しかしながら、先ほど来申しておりますように、国立大学としての同一性というものもあるわけでござりますので、そういう意味で、素案を事前にそういう形で慎重に準備をし、そして四月一日以降すぐには業務ができますように、それを早い形で原案、

そして目標計画、正式の目標計画という形にさせ
ていただくということを考えておるわけでござい

○佐藤泰介君 河村副大臣、いいですか、それ
で。これ、「一晩でばたばたつと判」を押して変わ
るんですか。

もときですよ。素案と言つて結構いいけれども、まあここまで言うつもりはなかつたのですけれども、原案もどきで来るんですよ。三月三十一日まで。四月一日になつたらこりつと変わるんですね。目標に。できるだけ早いといつたら、一日でやるのは、一日でばつばつばつと判を押すんですですか。一月から準備を始めてかなり掛かるものを、素案なんですよ。それを四月一日からもう一遍始めたらどうなるんですか。これ。何か月掛かるん

ですか。そこから、だから、移行のところに何かあります。なれど、いかぬのですよ。これ、法案の中に。初年度だけはどうするとか、そこが欠けておるんですよ、この法案には。三月三十一日まではもどきで、いつ四月一日になつたら本物になるんです。よ、急に。有馬先生、うんうんとうなずいていてください。から間違つていなくてね。

それはおかしいじやないですか。それなりのことを、やっぱり国会に提出するなら、この中に書いておいていただかぬと困りますよ。四月一日か

備するんですか、大学は。 ら正式な手続に入ります。また六ヶ月掛かつて準
だから、出てきた素案は、もうかなり文科省と
詰めて、その手続はすっすっすつと通るよう
なものになつておるんでしょう。ということは、
最初の六年はきちっとしたものじゃないじゃない
ですか。実質的には手続は取られるけれども、合
議制の執行機関でしつかりもんだ中期目標じやな
いじやないですか。いいですよ、四月以降、六月
ぐらいまで掛かつて中期目標をもう一遍作るとい
うなら。大学は怒つちやいますよ、そんなことを

やつたら。今年の一月から作つて、櫻井委員の質問だつたら、自殺する人まで出たという忙しい中

で、さっき私が読んだやつだと研究どころじゃな
いと言つておるわけだから。それで、一月になつたら
新たに始めますと。それで、素案には変更は
ありませんと、それほどの。変更がなかつたら、
全く四月一日以降にでくる機関にはかかるぬとい
うことですよ。かかつても、ぱつと通るんです
よ。それは、

失礼な言い方だけれども もどきが一日で本物になるんですよ。素案が急に本物になるんじゃやないですか、一日で。そうですね。(「そうそう」と呼ぶ者あり)有馬先生、そうそうと言つてみえるから。おかしいですよ、これ。やつぱりこれ、四月一日、ばかっと変わるの難いんじゃないですかね。

さあ、これで河村副大臣が私の納得する答弁をされるなんでしょう。

○副大臣（河村建夫君） 佐藤委員、また佐藤委員のおつしやるとおりと、こう言うとまた言われるかもしれません、いや、実は私も同じような疑問を抱いたんですよ。それで、これは一日ですぐ変わらぬのかということは、当然それは問題に私もしたわけです。おつしやるとおり、この法律を誦め限りそうなる。

しかし、これは、もどきとおつしやつたけれども、これはもどきにしてはなかなか立派なやつを今一生懸命やつてもらつておりますから、運営審議會

議機関もあります、ここで一度もんでいただいてお
りますから、それは一応、確かにおつしやるよう
に四月一日から変わりますので、手続上、一度そ
れを正式なものにするために、今の法律でいきま
すと、四月一日以降に一回評査委員会に一応かけ
まして、そこで特に問題があればあれでしようう
れども、まずそれがおつしやるとおり中期計画に
なっていくという仕組みを今回取つておるけれど
も、これは過渡期のことでありますから、本来な
らば、過渡期の場合ですから、何か月以内にこわ

は決めないかぬとかという法律をそれはこれに加えれば明確であるかもしませんが、手続上は、四月一日以降に一度これを確定させるという作業は取らせていただく。それは一日でできるか、二日でできるか、これは各大学の段取りにもよりましょうけれども、そんなに時間を掛けてやるべきものではない。これは過渡期の例でありますから、そういう形で、委員の御指摘もありましたとおり、確定はさせていただくと、これは作業は取らなきやいかぬと、こう思つております。

○佐藤泰介君 また私の言うとおりですか。
だから、過渡期だからもうちょっと丁寧な法案でないといかぬじやないですか。私もこれに気が付くのに大分、読んでから気が付いたわけですから、この法案を、おかしいじやないかと、これ読んでいつたら、極端なことを言えば、一晩で変わらへんかと。そうすると、やっぱり過渡期なんだから、過渡期はこうこうこういう手だけでを講じてこうしますと、一気に六年間の目標はやりませんと、初年度は一年間だけにしておきますとか、それで二年目から六年間の目標を作りますとか、何らかのそれがないと、法定 この法案に基づいた手続を取られぬ中期目標や中期計画が動き始めますよ、六年間。有馬先生、正しいですね、これ。ということなんですよ、そこが余りにも不親切ではないかと。河村副大臣は私よりも早くに気が付かれたかしれませんが、私はこれじつくり読んで、どうもどこかおかしいと。

これ一晩で、さつき、もどきだと言つたのは訂正させていただきります。大学の皆さん、もどき作つておるわけじゃないんで、本当に一生懸命書いてみえるんですから、大変失礼な言い方をしたと思います。これは取り消させていただきますが、やっぱり元の素案に返らせていただきます。が、今生懸命素案を作つてみえるんですよ。しかし、それはこの法律に基づいた、提出されるる法案に基づいた法定手続を取られないんですよ。最終的には取られても、それは形式的なものなんですよね。それで六年間いっぢやつてもいい

のかと。大臣、どうですか。
○國務大臣(遠山敦子君) 確かに、新しい制度に移り変わるときというのは、本当に実際にそれに当たる人たちも大変でございますし、制度的にもその辺も勘案するというのも大事だという気もいたします。ただ、その移行期における準備、それから新しい制度の下で動き出すということについての、これは運用におきまして、そこのところは十分に円滑な移行が図られるようにということが大変大事だと思つております。

月二十七日の中央省庁等改革推進本部の決定でございますが、こういうものにおきまして、移行時の予算措置に当たっては、移行前に必要とされた公費投入額を十分に踏まえ、当該事務及び事業が確実に実施されるように十分な配慮をするというような決定がなされております。

こうしたことでも踏まえまして十三年の四月には発足、設立されました独立行政法人の例でいきますと、予算の概算要求は十二年八月、閣議決定は十二月でございましたが、それぞれ中期目標の決定は十三年の三月、中期計画認可は十三年の四月という形になつておりますて、中期目標が定められる前に予算要求が行つておられます。これは、

独立行政法人に行わざる事務事業の範囲は個別法の定めるところに従いまして合理的に決定されることの可能なものでございまして、移行以前に必要とされた公費投入額、こういうものの実績等も踏まえつつ、各省から概算要求段階において要求が行われたものと考えております。

いますが、これにつきましても、概算要求は財政法の十七条二項に基づきまして八月三十一日までに各省からその時点において見込まれる経費等について要求を行われることになつておりますので、国立大学法人につきましても、この概算要求プロセスにつきましては文部科学省において、先ほどから御議論になつておりますような国立大学の設立の期日等を考えまして検討されるものと考えております。

○政府参考人(玉井日出夫君) 概算要求との関係
についてお答えを申し上げます。
法律、法案をお認めいただいた場合でございま
すけれども、十六年度概算要求につきましては、
国立大学法人ごとの予算という形で八月末までに
財務大臣に概算要求を行うということになります。

す。その後は、財政当局との折衝を経て政府案として閣議決定をし、国会でまた御審議をいただきます。ということになるわけでございますが、そのときの十六年度概算要求と中期目標、中期計画の関係でござりますけれども、この中期目標の策定、中期計画の認可は平成十六年四月に行われるわけでございます。したがつて、十六年度概算要求自体は中期目標、中期計画の策定作業とは直接の関係はしましてはこれらに基づいて今年度中の予算関係作業を行うというわけにはいかないわけでございます。したがつて、中期計画の内容を含むという形になります。したがつて、その間、素案についてのいろんな御議論をいただきながら予算編成について議論を更に続けていくと、こういう過程にならうかと思っているわけでございます。

○佐藤泰介君 総務省、財務省の方は大体分かりましたが、文科省はちょっと分からぬのですが、総務省、財務省の方は、中期目標なくとも前のもので見て積算してやつていくという、大体そんな答弁でしたですよね。そうすると、文科省の方は四月一日にならぬと中期目標がないので、どうなんですか、概算要求はできないよね、目標がないからできない。財務省と総務省は、従来のあれで目標がなくてもできるという答えでしたよね。文科省の答えは違いましたよね、今。

○政府参考人(玉井日出夫君) 六年間の中期目標に基づいて要求できるのかといえば、それはまだできておりませんので、そういう直接の関連はなわけですね。

しかしながら、この国立大学法人法に基づきまして、従来の予算というものがあるわけでござりますから、そういうものを踏まえて各大学法人ごとにこれは今度は概算要求をさせていただくとどう形になるわけでございます。そして、正式のものは来年の四月一日以後、中期目標、中期計画が

きちんとできたところで、そのときには十六年度予算というものはその中に含まれてくると、こういう仕組みになるわけでございまして、十六年度概算要求は、これは従来の、今までのいろんな経費の積み重ね、こういうものを念頭に置きながら、各大学法人ごとの、正にこれから向かうべき国立大学法人としてのこととを念頭に置いたそれぞれの法人ごとの概算要求という形にさせていただくわけですがございまして、それは今までの、既に投入されている公費というものを十分踏まえた形で運営交付金を積算していくと、こういう作業にならうかと考えております。

総務省と財務省はよう分かつた、なくてもできること。ということは、文科省だけは、十六年度は中期目標がないから従来どおりで作るということなんですね。しかし、従来どおりで作るけれども、それは一つの特別会計という袋ではなくて法人ごとの予算になるけれども、今までの積み重ねたもので従来どおりで作つて各法人の予算を持つと、こういうことと理解すればいいんですね。

○政府参考人(玉井日出夫君) 私がお答え申し上げていますのは、まだ正式の中期目標、中期計画はございませんので、それに直接基づいたものができるかといえば、それはまだないということを申し上げたまででございます。

したがつて、十六年度概算要求に当たりましては、これは当然、法律がお認めいただいた場合

ござりますけれども、十六年四月以降の各国立大学法人ということを念頭に置いて、そして個別法的に、それぞれの国立大学法人法でいかなることを行つていくかということが業務としてあるわけでございますし、それから、これまでの公費投入額についての概算要求をさしていただくということでござります。

いろんな問題点を今日は指摘をさせていただきましたけれども、やっぱりまだ、どうしても独立行政法人と同じような制度設計になつてはいるという疑惑はなかなか私は晴れないでいたります。

したがつて、まだ、民主党の修正案について提案理由を申し上げ、説明する機会がございませんけれども、大筋、衆議院で出した修正案と[同じ]なものですござりますので、議論をすればするほど民主党の修正案を是非賛成をいたければということを申し上げながら、大臣にもうちの修正案のことを聞こうと思ひましたけれども、時間もなくなりつてまいりましたので、やっぱり私は、知の世紀と言われるこれからのお育ての制度何年につきの改革だとも言われるものがやつぱりこれだけ問題点が指摘があつて、こういう状況の中で成立をされていくということは非常に禍根を残すことになるんではないかと。やつぱり事文教行政、今も言いましたが、知の世紀、これからのお育ての教育の在り方を大きく改革する法案、やつぱり少しでも与野党が歩み寄つて成立すべきではないかと、そのことをつくづく思います。決して、数で押し切つて成立させることは、これは許されぬのではないかということを思ひますが、多分、最終的には数で決定をされていくんでしょうね。非常に残念だと思います。

私はこの後、大臣も運用面でかなり配慮をするということを言わされましたので、三十問余り、これから運用についてこういうことを気を付けてほしいというふうに思いますが、多分、最終的には触りだけやりますので、委員長に申し上げておきますが、私が少なくとも三十問近くやれる時間を保証していただきたいと、まずお願いをいたします。

○委員長(大野つや子君) 大変ですね。何とかしつかりお願ひいたします、それじゃ。三十問、大変ですね。

○佐藤泰介君 是非、私、質問に立っていますの

で、理事会で検討をしていただきたいと思います。

じゃ、まず中期目標と中期計画について確認を改めてさしていただきます。

中期目標の作成に際しては、各大学が原案を作成し、それを文部科学省が最大限尊重することが本法律案の提案理由の趣旨を全うするためには不可欠である。これまでの答弁でも、配慮とは尊重する意味であり、中期目標の実質的な作成主体は大学であるとされてきたが、いま一度確認をしたい。

○國務大臣(遠山敦子君) 中期目標につきましては、高等教育全体の在り方や財政上の観点などから、文部科学大臣もかかわって、両者が十分に意思疎通を図りつつ協力して中期目標を形成していく仕組みといたしておりますが、文部科学大臣に対して大学の意見、すなわち原案への配慮を法律上義務付けているわけでございまして、したがつとも解されるものでございます。

中期目標に関する国立大学法人の原案への配慮義務を規定した国立大学法人法案第三十条第三項

は、教育研究の特性への配慮を定めた第三条と相まって、国立大学法人が作成する原案を最大限尊重するという趣旨であると考えております。

○佐藤泰介君 続けて、中期目標、中期計画の原案に何らかの変更を加えた場合は、大学に対し十分に説明するとともに、その理由を公表し、国会を含め社会全体への説明責任を果たすことが必要であると考える。原案の公開と変更した場合の理由の公表について見解を伺う。また、原案の変更是財政上の理由に限られるべきと考えるが、どうか。

○副大臣(河村建夫君) 各国立大学法人が作成をいたしました中期目標、中期計画の原案、これは文部科学大臣に提出された後に国立大学法人評価委員会で審議されることになるわけでござりますが、同委員会の会議は公開をされることにいたしておりまして、したがって、原案は公開されると

ともに、原案を変更した場合の理由についても公開されると、こういうことになるわけでございます。

なお、原案の変更は、各法人の自主性、自律性を尊重するという国立大学法人制度の趣旨を踏まえて、財政上の理由など、真にやむを得ない場合に行うことを想定してあるわけでございます。

○佐藤泰介君 答弁は要りませんが、今、二つの確認でば、中期目標は我々が提出した修正案のように届出制に近いものと理解をさせていただきま

す。答弁をいたぐとまたやり合うことになるかもしれませんので、届出制に近いもので取り扱われると、今の二つの答弁を併せて理解をさせていただきます。

中期目標の期間は一律六年間とされており、大

学全体に対する認証評価は七年に一度受けること

が義務付けられる予定とされている。毎年の年度評価、自己点検・評価と併せて、専門職大学院における認証機関など、短期間に様々な評価へ対応

することができるが、現在、八十九

ある国立大学を評価することを迫られる国立大学評議委員会と大学評価・学位授与機構にもそれは

大変な試練が待ち受けているのではないかと想像

する次第である。特に、教育研究面を評価するビ

アレビューモードとされる大学評価・学位授与機構には、大学共同利用機関や高等専門学校の評価を行なうことも求められており、認証評議会においては、後刻理事会において協議いたします。

○畠野君枝君 日本共産党の畠野君枝でございま

す。

今日の毎日新聞、七月一日付けに意見広告が載りました。「国立大学法人法案」の廃案を訴えます「第四次」という意見広告でございます。

この中で、茨城県の主婦の方は、「現在小学四年と一年の子供を育てています。進学塾も私立の中学もない田舎の子供たちにとって、これ以上教育を受ける権利を奪わないで下さい。」とおつ

と認証評価についてでございますが、各大学が從来から実施しております自己点検・評価の結果など、可能な限り既存の資料を活用をするというこ

とが一つございます。それから、双方の評価に共通する事項については同一の資料を用いるという方向で検討したいということ。それから、評価機関において実際に評価が行われるまでの間に評価を効率的に実施するための諸準備を行うということなど、可能な限り国立大学法人や評価機関の負担を軽減することを考えている次第でございま

す。

また、評価に当たりましては、大学における教

育研究の特性に配慮をしまして、定量的評価を過度に重視することなく、各大学の個性を十分踏まえた定性的な評価が不可欠と、こう認識しておる

次第でございます。

○佐藤泰介君 前段で言われた自己点検、自己評

価の結果を可能な限りという、最大限それを基盤

に置いて、それを中心にしていただきたい。もう

大学がそれを行なっているわけですから、それをよ

り充実させていくような、そんな形での努力をお願いしたい。さらに、定量的な評価はしないといふふうに答弁されましたので、その点も十分に留意をしていただきたい。

三十問のうち三問終わりました。あと二十七

問、時間をいただけるように委員長にお願いして、今日の質問は終わります。

○委員長(大野つや子君) その取扱いについて

は、後刻理事会において協議いたします。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 国立大学法人評価

される大学に入ること。それは産業として国益につながらないかもしませんが国立大学で自分の興味のある分野を突き詰めること。そんな子供たちの夢をつぶさないで下さい。さらに、「もし、学びたい学問によって、学ぶ為にかかる学費が高額になれば、学ぶこと 자체をあきらめなければなりません。子供たちの未来にとつても残酷なことはありません。日本の未来にとつてもマイナスであると思われます。」というふうにおっしゃっておられます。

授業料の問題というの、もうそろそろ大学も募集要項を決め学費をどうするかということも、そもそもは国立大学、今までであればもうはつきりしている中で、来年四月以降どういうふうにしていくのか、親御さんも含めて進学の問題、将来の夢の問題、大変な問題になつていてるわけでござります。

六月二十九日の朝日新聞の一面トップでは、「国立大学法人化 学長アンケート」というのを、国立大学、公立大学、そして私立大学含めて全国で行われておりますけれども、その中で、国立大学の学費が全体として上がると思うと答えた国立大学の学長が九十六校中二十四校、二十五%、上がらないでござります。

これはもう本当に各週刊誌でも、一体、学費はどれくのではないかという学長も二三%国立大学で行われるということがあります。

これはもう本当に各週刊誌でも、一体、学費はどくなるんだろうかと。もう今の不況の中で切実な大きな疑問、懸念、不安が示されているわけ

ございますが、かつて、昨年の十二月十日に「法

人化後の学生納付金の標準額及び幅の設定方法(検討試案)」というのも出されまして、いろいろな案も出されてきたところであります。

この点については、もうこの期に及んで、国民

的な大きな不安、関心事なわけですから、どうい

う基準でやるのか、これを明確に示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 我が国の国立大学

は学生に経済状況に左右されない進学機会を提供するなど重要な役割を果たしておりまして、こうした役割は法人化後におきましても維持されると必要があると、こういう基本的な考え方であります。

したがいまして、法人化後の授業料につきましては、具体的な授業料設定の際の共通的な指標となる標準額及び国が示す一定の範囲を文部科学省令で明確に定める予定でございます。各国立大学法人はその範囲内で国立大学法人としての使命や機能その他の事情を考慮して自主的に授業料を設定する方向で検討しておるわけでございます。

授業料、標準額と一定の範囲の具体的な在り方についてでございますけれども、これまで国立大学が担つてきた役割とともに、各国立大学法人の自主性、自律性を尊重する、そして大学の自主的判断で特別の教育サービスの提供等を行い当該大学の大学教育の充実と教育目標の実現を図るといふことを可能とするという、いろいろな観点に留意しながら現在検討を進めているというところでございます。

○畠野君枝君

全く分かりません。上がるんです

○政府参考人(遠藤純一郎君) 具体的な授業料の標準額についてでございますけれども、今後財政当局との調整が必要でございますけれども、現在、文部科学省いたしましては、標準額につきましては法人化移行時の授業料をベースに設定をする方向で検討をしているところでございます。

○畠野君枝君 私、学部間の格差についても伺いたいんですが、この点はどういうふうな基準を考えていらっしゃるんですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 学部別の授業料と同等の問題があるということを踏まえまして、現在、国立大学におきましては全学部同額の授業料の問題と併せてこのように言っています。「私

料を徴収をしているところでございます。

標準額について学部別の取扱いを導入するかどうかということについても検討中でありますけれども、このような国立大学の従来からの役割を踏まえながら慎重な取扱いが必要だと、こう考えております。

○畠野君枝君 この新聞のアンケートでも、学長は、学費が上がるというのが二五%、学部の差が付くというのは二二%となつておるわけですね。

だから、実際そういう方向に行くんじゃないかな

うのがこの法人化の方向ではないかというふうに現場では見ているわけですよ。こういうのをき

つとどういうふうにするのかというのを示して

いただかないと私は納得できません。

ちょっとと加えて、伺つていなかつたんですが、

ロースクールの授業料、これは今日の読売新聞を

始め各マスコミでも取り上げておりますけれども、これはどういうふうになるんですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 法科大学院につい

てでございますけれども、国家的なプロジェクト

として三権の一翼を担う法曹養成に関連をしまし

て、新たな法曹養成制度の中核的な機関として、

そこで伺いますけれども、この定数の問題でござります。職員定数の問題です。

伺う前にちょっとと確認しておきたいんですけども、国立大学法人化というふうになつていくと

国家公務員の定数管理から外れるということにな

りますよね。定員削減計画の対象ではなくなるの

ではないかと思いますが、文部科学省が各大学法

人に対して教職員数を増やせとか減らせとか、こ

ういう指示もなくなるわけですね。ちょっとと確認

させてください。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 御指摘のように、

基本的に定員管理ということはしないということ

でございます。

○畠野君枝君 これもはつきり分からぬ。

これはみんな連動していくわけですよね、今の

法案審議と。

ですから私は、その基準含めて省令

でこれからやるんだというふうに言つております

けれども、授業料、国立大学の法人化後の授業料の設定、学部間の問題、ロースクール、これはす

べてきちんと資料を出していくべきだといふこと

とを委員長にお願いをしておきたいと思います。

○委員長(大野つや子君) 分かりました、はい。

○畠野君枝君 こういう不安が全く払拭されてい

ない状況があるわけですから、この今日の意

見広告の茨城県のお母さんの声は、そうして授業

料の問題と併せてこのように言つています。

○畠野君枝君 それで、昨年の十月に文部科学省

が示した運営費交付金算定基準案ございますね。

これによると、各大学の教職員を標準教職員

数の方を文部科学省の裁量で削減するために二つ

に分けたんじやないかというふうに言わざるを得

ないわけです。

文部科学省が各大学に通知した「平成十六年度概算

要求参考資料(基礎額等調)」では、特定教職員数

の算定を現員数から欠員見込み数を控除した数に

たちが納めている税金をなぜ、天下り文部官僚の理事・監事職の給与にあてなければならぬのか

か。現在その職種がなくとも国立大学の運営には

なんら支障がないのですから、その分の予算を研

究費・開発費に回してあげたほうがよほど子供た

ちのためになると考えます。」というふうにおつ

しゃつております。

実は私、授業料の問題をなぜ取り上げたのかと

いうと、これはもう大枠、全体、運営費交付金の

問題、それから今言われた理事、監事、そいつ

た問題、そして学生納付金どういうふうにしてい

くのか、総体的なもので決まってくるというふう

に思うからなんです。

そこで伺いますけれども、この定数の問題でござります。職員定数の問題です。

伺う前にちょっとと確認しておきたいんですけれ

ども、国立大学法人化というふうになつていくと

国家公務員の定数管理から外れるということにな

りますよね。定員削減計画の対象ではなくなるの

ではないかと思いますが、文部科学省が各大学法

人に対して教職員数を増やせとか減らせとか、こ

ういう指示もなくなるわけですね。ちょっとと確認

させてください。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 基本的には定員管理ということはしないということ

でございます。

○畠野君枝君 そうすると、増やせとか減らせと

かいうことももちろん言わないということです

ね。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 大学の方からこう

いう学科を作りたいから定員を増やしてというよ

うなことで、そのための運営交付金を措置をし

てということでのことはあろうと思ひますけれども、いわゆる今までのようなことはないというよ

うに思います。

○畠野君枝君 そういう不安が全く払拭されてい

ない状況があるわけですから、この今日の意

見広告の茨城県のお母さんの声は、そうして授業

料の問題と併せてこのように言つています。

○畠野君枝君 それで、昨年の十月に文部科学省

が示した運営費交付金算定基準案ございますね。

これによると、各大学の教職員を標準教職員

数の方を文部科学省の裁量で削減するために二つ

に分けたんじやないかというふうに言わざるを得

ないわけです。

文部科学省が各大学に通知した「平成十六年度概算

要求参考資料(基礎額等調)」では、特定教職員数

の算定を現員数から欠員見込み数を控除した数に

まして、各大学からの希望に応じて法人化に備えての各種の相談に対応することにしたわけですが、それ以降、大学の希望に応じまして、事務局長などの事務局担当者を中心に相談に訪れておりまして、相談事項の内容といたしましては、中期目標、中期計画に関するもののほか、人事、財務会計、組織など多岐にわたっているわけでございます。

中期目標、中期計画につきましては、各大学の疑問点等についてお伺いし、その整理をしている

という段階でございますけれども、大学からの求めがあれば適宜アドバイスなどを行う場合もある

というふうに承知をしておるわけでございます。

○畠野君枝君　おかしいですね。この作業スケ

ジュール案というのは去年の十一月なんですよ

ね。何で今年の四月、五月、法案が決まつていな

いのに五月成立なんて書いてあるわけですが、何

でそんな見通し先までやれるんですか。

大学から相談があれば受けます。しかし、この中

期目標というのは今度の法案の最大の環じゃない

ですか。なぜこれだけ問題になつたのか。正に大

学の自主性、自律性、学問の自由、大学の自治、

これにかかるものだから、文部科学大臣も私の質問に、教育研究の内容に介入するものではない、

してはならないというのが学問の自由だ、こ

ういうふうに御答弁され、それが覆される資料

が出たからこれ大問題になつてきたと私思いました。

その時々に出る問題について、これは先ほどからも議論があつたように法案も出ていない、そ

ういう点では文部科学省というのは、大学からの相

談があつても、むしろ省庁としては自制して、そ

れを改めるというか、そういう態度であつてしま

るべきじゃありませんか。それが十一月の段階で

相談が来ることを見越して、何で四月、五月、そ

んなことをやる、書けるんですか。おかしいじや

ないです。

委員長、おかしいじやないです、今の。どう

なんですか、これ。ちょっと私、これ、資料を

ちよつと理事会で確認してほしいと思うんです。

○政府参考人(遠藤純一郎君)　この作業スケ

ジュール案、今お示しになりましたスケジュール

案でございますけれども、これにつきましても、

先ほど御説明申し上げましたように、十四年十二

月の「国立大学法人(仮称)の中期目標・中期計

画の項目等について(案)といいうわゆるイメー

ジ、参考資料、これ、この点についていろいろ議

論がありましたけれども、それと同様に、同じよ

うに、このスケジュール表についても、大学が自

主的に準備を進める上でどういうスケジュールで

準備を進めていったらいいのかということについ

て示してほしいという国大協からの要請を受けま

して、そういうことで資料を示したということで

ございます。

○畠野君枝君　納得できないですよ。

だつて、大臣は自主的にやりになつたんだ

と、こんなスケジュール示す必要ないじやないで

すか。それは、まだこれから法案もできていない

十一月ですよ。去年の。どうなつていいか、国会

審議も分からぬ中で、スケジュール案出すこと

できないですよ。委員長、これどうなつてているんで

すか。

○委員長(大野つや子君)　納得できないですよ。

だつて、大学では、昨年の春からずっと準備作

業をきました。そして、夏にそれができた。秋に

二つ目を作つた。そこにさつきお示しした十一

月、十二月、示されて書き直す。今度はヒアリン

グ、あなたたちがやつてあるヒアリングで修正

正に文部科学省が自主性どころか音頭取つてやつ

ているじやありませんか。

そして、もっと重大なことが言われています。

ある大学の議事録では、ヒアリングの整理内容を

参照すると、これまでとかなり違つた様相が中期

目標・計画の準備の指示内容にある。数大学の目

標、計画を入手しているが、大半の大学から數値

目標は脱落し、年次目標もほとんど載せないよう

な状況になつていて。

さらにもう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

ファイナルバージョンと言われるものを提示する

とどめておるということございまして、指示

をしているというようなことではございません。

○畠野君枝君　全く納得できません。

じや、もう一つ言いましょう。

ある大学の議事録ではこうも言つております。

二月から三月にかけての各大学のヒアリングがあ

り、その中で三月から四月にかけ文部科学省が

<

の身分を職員の皆さん方が失うわけですね。それは何に基づいているんですかと申し上げているんです。その罷免、新しい法人の方に身分が移るからいいんだという問題ではなくて、国家公務員としての身分を何によつて失わしめることができるのかという根拠をお尋ねしているんです。

○政府参考人(玉井日出夫君) 御説明を申し上げます。

国家公務員がその身分を失うという形になるわけでございますが、この根拠は、要するに、国家公務員とは別の法体系をもつて身分を承継される、こういう法的な仕組みを先行独立行政法人も取つてゐるわけでございます。それぞれの独立行政法人個別法におきまして職員の引き継ぎ規定を置き、したがつて、国の職員からそれぞれの独立行政法人の職員へと身分を引き継いで承継職員となつてゐるわけでございます。それと同じ形で、国立大学法人法におきましても、附則四条をもつて国立大学の職員から国立大学法人の職員へと承継するという法的仕組みを取つてゐるわけでございます。

○西岡武夫君 これは、御答弁はちょっと私の質問にお答えになつていらないんで、国家公務員である資格を剥奪をお尋ねしているんです。

国家公務員法そのものは全然いじられないんですから。

○政府参考人(玉井日出夫君) そこで、また御説明申し上げますが、要は国家公務員法のどこそこ

の規定ということではなくて、国家公務員法の体系とは別の法律をもつて、そしてその職員を継承をしているわけでございます。すなわち、先行する独立行政法人におきましても、各独立行政法人の個別法をもつてそれぞれ国家公務員の職員がそれぞれの独立行政法人の職員になる、そういう規定をそれぞれ置いているわけでございます。それが根拠になつてゐるわけでございます。

○西岡武夫君 私がお尋ねしているのは、大臣、国家公務員として雇用された国立大学の職員の皆さん方が、別の法体系で国家公務員でなくすると

いうことは、私はさつき、いろいろな法律を作つて申上げたんだけれども、しつぽも付いた過程の中でしつぽで犬を振るというようならしいんだという問題ではなくて、国家公務員としての身分を何によつて失わしめができるのかという根拠をお尋ねしているんです。

○政府参考人(玉井日出夫君) 御説明を申し上げます。

国家公務員がその身分を失うという形になるわけでございますが、この根拠は、要するに、国家公務員とは別の法体系をもつて身分を承継される、こういう法的な仕組みを先行独立行政法人も取つてゐるわけでございます。それぞれの独立行政法人個別法におきまして職員の引き継ぎ規定を置き、したがつて、国の職員からそれぞれの独立行政法人の職員へと身分を引き継いで承継職員となつてゐるわけでございます。それと同じ形で、国立大学法人法におきましても、附則四条をもつて国立大学の職員から国立大学法人の職員へと承継するという法的仕組みを取つてゐるわけでございます。

○西岡武夫君 しつぽが付いていない

犬をという御趣旨はちょっとなかなかよく理解し

にくい面もございますけれども、この法人化に伴

います職員の身分といいますものをどのように扱

うかということは本当に大事な問題だと思ってお

ります。

そのことにつきましては、これは本当に法律上

の明確な理屈そして根拠がないとできないわけでございまして、正に西岡委員が御心配いただいておりますようなことを十分に勘案した上で、新しく法人化するということに伴つてどのように身分というのを承継させるかということを十分検討されてきたわけでございます。

先行の独法におきましても非公務員型になると

いう法人が幾つかあるわけでございますが、その

場合におきましても、国家公務員法上の体系とは

別途の、それぞれの個別法におきまして、その切

り替わるときの時点で、職員である者については

そのまま、別の辞令が発せられない限り新たな法

規則を剥奪をお尋ねしているんです。

国家公務員法そのものは全然いじられないんで

すから。

○西岡武夫君 これは、御答弁はちょっと私の質

問にお答えになつていらないんで、国家公務員であ

る資格を剥奪をお尋ねしているんです。

国家公務員法そのものは全然いじられないんで

すから。

すと、先ほど来お答えいたしておりますように、国立大学法人法案の附則第四条に基づいて、法人成立の際に現に大学の職員である者については、これはスムーズに新たな法人、これは法人といいましても国立大学の法人でございますが、そこに移行する、承継する、身分を承継するという形で、私どもとしては、これについてはそのような理念と考え方、そして根拠の置き方において今回法案を提出させていただいているところでございます。

○西岡武夫君 それで私は、冒頭に、教育研究のために最大の経費、予算等は何が大事なのか、他の省庁、他の組織と違うのは、正に、どこでも人

件費はもちろん大事ですけれども、人件費そのものが事業そのものだという意味で申し上げたわけ

で、今、私が、あえて国家公務員であるという、国立大学であるということの特性、そして大学の

特性、しかも学問の自由、大学の自治ということを考えたときに、国立大学を、正に大臣、これは他の独立行政法人とは違うんだというよう御説

明をる今までされてこられたけれども、結局、他の独立行政法人と一緒にいたしまして、委任はいたしておりますけれどもね。しかし、それが今度は新たにすべて学

事かといえば、優れた教育が行われ、そして先端的な研究あるいは継続的な研究、そういうしたもののが潤達に行われることでございます。

その角度で申し上げますと、今度の法人化ということには併せて、様々な自主性、自律性がいかでございまして、まさに運営いたしましたけれども、例えつて発揮できるわけでございます。

午前中もるる御説明いたしましたけれども、例えば大学において人事権といいますものはどうあらべきかと。今、国立大学につきましては、文部科学大臣が教員職員のすべてについて任命権を

持つていて人事権といいますものはどうあれどもね。しかし、それが今度は新たにすべて学

事かといえば、優れた教育が行われることでございます。

私は、大学の問題点というのは、長いこと教育の行政についてもかかわつてまいりましたし、与

党の文教の責任者という立場からも長くかかわつてまいりましたけれども、大学の改革といふのは必要だと、しかしこういう行政改革ありきという

動機不純な形で大学をこんなに変えていいんだろ

うかという疑問で私は申し上げているわけです。

その中で、大学人の、大学といふのは教授、だけでは仕事できないわけですから、大学の職員の皆

さんは仕事できないわけですから、大学の職員の皆さんはやつぱりサポートが十分あって、それも

予算とか人件費とか非常に少ないと、いろいろな

形を取つてまいっているわけでございます。

○西岡武夫君 私がお尋ねしているのは、大臣、職員の皆さんのいろいろな御努力等、御苦労を考える

ところをお伺いをしています。そういう中で、職員の皆さん方のいろいろな御努力等、御苦労を考える

かつたようなことをむしろ解き放っていくといふ、そういう理念に基づいているわけでございまして、正に西岡委員が御心配いただいております大学の自主性、自律性といったものをしっかりと確保していく、そのための法案であるわけでござります。

それを行っていく人の重要性というのにはもうおっしゃるとおりでございますが、その人々がこれまでの国家公務員という身分というものはいつたん失うわけでございますけれども、それがスマーズに移行をして、本来、大学が目指すべき達なる教育研究をやつてもらう、新たな法人の設立する国立大学として発展してもらう、そのようなことを考えた上で、その身分についても新たな承継職員としてスマーズに移行してもらうと、そういうふうな法案になつていてるわけでございま

○西岡武夫君 大臣、それじや別の言い方で御質問しますが、今までの国立大学の職員の皆さん方がの身分の安定と法人化された大学の職員の皆さん方がの身分の安定、どちらが安定していますか。

○國務大臣(遠山敦子君) 法人化後の教職員は非公務員となるわけでございますが、これは非公務員でございまして、民間人ではないわけでござります。様々な形で公務員であることに準じたような扱いもあるわけでございますが、いずれにしても非公務員ということでございまして、民間労働法制の適用を受けるわけでございまして、法人化後の教職員の給与あるいは勤務時間等の労働条件につきましては各大学法人が作成する就業規則等で定められるということとなるわけでありまして、賃金等の労働条件については労使が交渉を行うことも可能であります。

それから、教職員は非公務員の身分となりますけれども、使用者の解雇権の行使もそれが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合には権利の濫用として無効になると、これは最高裁判所の判例でござりますが、とされておりまして、みだりに身分が

不安定になるということはないのは当然でございります。

国立大学は、現行制度上、予算、組織、人事などの面でいろいろの制約を受けているわけでござりますけれども、法人化後は、大学の大規模な裁量権が認められますとともに、事後評価あるいは情報公開を行うなどのことから、職員の身分に不安や問題が起ることは考えにくいけでございまして、今までの身分において担保されていたことと新たに法人化後の非公務員型になるということにおいて、不安定さが増すというようなことはないというふうに考えております。

○西岡武夫君 大臣、端的にお答えをいただきたいんです。

皆様方と、法人化された場合の大学の職員の、法

人の職員の皆さん方と、どちらが身分が安定しているかと申し上げているんですから、きちんとお答えください、それだけ、イエスかノーかで。○国務大臣(遠山敦子君)先ほど申し上げた最後のところで申し上げましたように、身分の安定性について変化はないということをございます。ちよつとその辺は技術的なことも加わりますので

で、もしあれば……

○西岡武夫君 いや、いいです。

省の皆さん方が大変な苦労をされて、行政改革と

いうことから始まつたことを何とか法人化、これも一つの大きなテリマダつたんですねけれども、そ

ういう形でこの際大学を改革しようということ

で、言わば、これは与党の私の昔の同僚の議員か

らも聞いたんですけど、とにかくガラス細工でこの法華作つてあるんだと、ちょっと崩したら

ば全部壊れちゃうからなかなかそう簡単にいかな

いんだというお話を私的には聞いているわけです
けれども、そういう意味では大臣始め役所の皆さ

いれども、名にいふ意味では、方目姫の御所の皆さんは、大変な御努力をされてゐるのはよく分かる

んですが、しかし行政改革ありきということで大

学を論じていいのかと。国立大学の将来をどう考

えるかということを中心にして考えて、その結果として行政改革にも資するというならば別ですけれども、話が逆じやないかと。

私は、文部省 文部省時代ですね、文部省の皆さん方と与党の立場で、あるときには与党の幹部から関東軍と言われたりして頑張ってきたことがあります。ですから、文部科学省も、行政改革でこれをやるんじゃないんだと、大学を改革するんだけど、それではこういう独立行政法人という仕組みの中に当てはめるというのはおかしいと、なぜ抵抗されなかつたんですか。

○國務大臣(遠山敦子君) 私どもの苦労のほども御理解をいただきながらの厳しい御質問かと受け止めております。

これまでのこの問題に関する議論といいますものは本当に長い歴史を持つております。今さら長々と御説明しておりますと時間を取りますのであれでございますけれども、私は、平成十一年の四月ですね、これが一つの転機であるというふうに考えております。そして、それの前には、もつとずっと以前に中教審を始めとするいろんな御議論の上で、国立大学が今のような行政組織の一部ではなくて法人化しなければならない、法人化するものが適切であるという御論議というのが底流にあつた上で行革の話はあつたわけでございますが、平成十一年の四月に閣議決定によりまして、政府として、国立大学の独立行政化の問題を、單なる行革の観点ではなく、大学の自主性、自律性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討することという方針が確認されたわけでございます。これがなければ、それは、もし行革の立場だけでということであれば、私自身も恐らく今回の法案を提出するというようなことにはならなかつたと思います。

準備させていただいているわけでござりますが、さらに大事なことは、これは行政としての私どもが準備したといいますよりは、大学人の間での非常に真剣な御議論があつたわけでございます。これは、国立大学法人にかかるる調査検討会議、平成十二年から十四年にかけまして御議論をいたしましたその成果が既に報告書として出てるわけございますが、今回、そうした御議論を前提とした上で、私どももほとんどの部分その検討会議の結論にのつとつて法案化を進めたわけでございます。

それは、いろいろな政府内の御意見、様々あつたわけでございますが、そのところをしっかりと貫いた上で法案を作り御提案させていただいているということでおざいまして、是非ともその点については御理解を賜りたいと思います。

○西岡武夫君 話を元に戻しますけれども、牛 般、名古屋大学の総長が賛成の立場から御意見を述べたこの委員会、当委員会でいただきました。その賛成のお立場の名古屋大学の総長が、非公務員型とは自分も思わなかつたとおつしやつたんですね。大臣、御存じだと思いますけれども、その場にはおられませんでしたけれども、これ、どういうふうにとですか。

○國務大臣(遠山敦子君) その部分、前後のことがないと、その部分だけについてどうかというお話をすと困るわけでございますが、私は、この調査検討会議におきます議論の中では非常にこの点は真剣な御議論があつたというふうに考えておりま す。

これは報告書の中でも明らかかなように、公務員型にした場合、あるいは非公務員型にした場合、どういうメリット、デメリットがあるかということが真剣に検討されまして、そのプロセスも明確になつてはいるわけでございますが、しかし、やはり大学改革の一環としてこの法人化というものを考えいく場合には、これはむしろ非公務員型である方がいいという御結論を得たというふうに思つております。

松尾先生がそういうふうにおっしゃったとした
ら、それは事務職員ですか、事務職員にかかわる
ことについてそんなふうにコメントされたのかも
しませんけれども、この全体、事務職員と教員
と分けること自体も大学の中では、もしさういう
ことになりましたら大変な難しい面も出てまいる
わけでございます。

そのある部分のそのところだけに引きにたりましてそれにについてどうかと、ちよつとよく私にも分からぬ部分ございますが、私どもとしてはこの調査検討会議の十分な御検討の上で法案を提出させていただいたというふうに考えております。

○西岡武夫君 これまた大臣、異なることをおつしやるんですが、私が今問題にしてるのは、一般の大学の職員の皆さん方の身分を申し上げているんです。そうでしょう、初めからその質問をしているんですけどから。十三万人の、この前、私は原告をわざわざしたじゃありませんか、委員会で、全部のことですよ。だけれども、今、私が申し上げていうのは、教養の音楽二つほどござ

員の皆さん方と違いますから、採用されるといふ、そういう経緯については。そういう基本的なことを初めからお話ししなければ審議できないと、いうのであれば、これ幾ら時間があつても、委員長、足りませんから、してもいいのでござりますけれども。
私が申し上げているのは、大学の教官、教職員と一般の職員、大学を構成している皆さん方全體の中で、特に職員の皆さん方のことを、この前、だから委員会で私は予告申し上げたでしよう、十三万人の職員の皆さん方が国家公務員でなくなるということの根拠は何なのかということを申し上げたのはそこにあるわけです。

○政府参考人(玉井日出夫君) これらも正に調査
委員会議の上で議論の行つて二月二日付

あります。また、関係者もいろいろと議論を重ねてきました。

したがつて、その中で、教員のみならず事務職員についても、例えば採用につきましては国家公務員法上の試験採用の原則によらず、各大学の人事戦略に基づきまして専門的知識、技能等を重視して行うことが可能になるとか、あるいは職種に

つきましては、今の国家公務員制度ではなかなかない多様な職種を設定することも可能になる。そういう意味で、国家公務員法等にとらわれない、より柔軟で弹力的な雇用形態等々が可能になるのではないか。そういう意味で、教員と事務職員と併せて国立大学法人として非公務員型を採用するという結論に至つたわけでございます。

もちろん、大学の組織としては正に教職員一体となつての活動になるわけでございますから、そういう意味においても、そういう全体として非公務員型ということが採用されたわけでございます。

それから同時に先ほど来のお答えの中にもございました、してまいりましたけれども、これは国家公務員そのものではございませんけれども、やはり国立大学法人の職員でございまして、確かに民間の労働法制が適用になりますけれども、しかし同時に、その中におきましては国家公務員共済組合の適用が引き続き行われますし、それから退職金につきましては、その期間、退職金はまた別途でございますけれども、その退職につきましては国家公務員時代の期間が、これがまた計算されると、さらには、逆に、やはり国の事業を担う職員でございますので、いわゆる刑法上の問題になりますと、みなしお公務員とというところも規定されているわけでございまして、そういう意味で今の国立大学法人というものを考えていったわけでございますので、是非御理解を賜りたいと存じます。

○西岡武夫君 そんなことは当然のことですからお尋ねしているわけじゃないので、私が、先ほど大臣が大学の皆さん方が十分な時間を掛けた議論

○政府参考人(遠藤純一郎君) 大変私から申し上げて恐縮でございますけれども、松尾名古屋大学の学長は、この法人化の問題について、国立大学の学長さんとして最初からこの議論に参加をしてござりますけれども、恐らく、私、今聞いた印象では、最初、この議論が始まつたころには、先生の予想として、当時はもう非公務員型という議論は、最初余りそういう議論なかつたものですから、そのことと、何年かたつて今結果を見たら、その間いろんな、今、大臣が申し上げましたようないろんな議論があつてこちらがいいということになつて非公務員型ということになつたわけでございますけれども、議論の出発の時点と今のこの時点とで、何か松尾先生としては感慨を持つておつしやつたんじやないかなと、大変恐縮でございますけれども、そういう印象を持ったものですから、誠に失礼しました。

○西岡武夫君 局長、それはおかしいんじやないんですか。名古屋大学の総長がここで御発言になつた速記録をごらんになつて、それから御答弁ください。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 大変申し訳ございませんでした。余計なことを申しました。

○西岡武夫君 大臣、大臣も元々非公務員型での国立大学の法人化ということをお考えじやなかつたんでしょう。大臣の意にも反して非公務員型になつたんでしよう。昔そうおつしやつた感じでありますけれども、法人化の議論の冒頭のときに行なわれたのはどうなのかなというふうに、随分人化というのはどうなのかなというふうに、随分ないですか。

○国務大臣(遠山敦子君) 昔がどのあれかでございましたけれども、法人化の議論の冒頭のときに行なわれたのはどうなのかなというふうに、随分

昔の、平成八年、九年のころでござりますけれども、そのことと公務員型にするか非公務員型にすらかについて私は予断を持たなかつたわけでござります。これは正に、正に大学人の真剣な議論の上で結論が出されるといひというふうに思つていて、それでございまして、その意味におきまして、先ほど引用いたしましたこの調査検討会議において十分なメリット、デメリットを勘案した上ででの御結論を得たといふふうに考えております。

○西岡武夫君 先般、名古屋大学の総長がこの委員会でお話しになつたというのは、あれは五月、先月、だつたと思いますけれども、まだそんなに時間がたたないんですね。先々月ですね、五月、だつたと思います。ですから、プロセスをおつしやつたんじゃないんですね。十分な議論の結果、非公務員型になつたと今、大臣おつしやつたけれども、名古屋大学の総長は中心的な役割を果たしてこられたんでしよう。その総長が非公務員型といふことは予想外だつたというような趣旨をおつしやつたんですよ。それをどうお考えですか。

○副大臣(河村建夫君) 私も議事録を拝見して、まさか非公務員型になると思わなかつたと、冒頭、そういう思いがおありになつたということは、私も承知しました。ただ、教官は非公務員型でいいだらうともおつしやつております。

問題は、私はほかの大学の総長からも伺いましたが、いわゆる文部科学省の人事で異動している職員もいるし、それから一般の職員もいる、それが今度学長の任命になつていく。この辺が学長にとっても大変だというような思いもあって、これではやっぱり工夫が必要だと今までのよう、文部科学省がすべて支配するのでなくて、新しい国立大学協会と文部科学省がオーブンな形でして、職員の意欲がそがれることのないようにする必要があると、こう御指摘がござりますから、当然そのことは十分配慮しなきゃいけませんし、これまでのよう、文部科学省が人事異動で事務局長なんかも随分全国の大学を回しておつて、これはある意味では切磋琢磨いろんな形、いい面もあつた

し、しかし一方では文部科学省が全部支配をしていたという面もあります。これを今度はその役割というのは文部科学省はなくなるわけでありまから、大学協会辺りがオープンな形で、もちろん今までのノウハウというのはあります。それから、人事交流や何かの、そういうものは文部科学省が提供するにしても、大学協会側はそれを受皿になつていただいてやるのはどうであろうかと、こういうことは大学協会側でもいろいろ御苦労いただいておることも承知をいたしておりますが、トータルとして非公務員型でいこうということになつたと、こういうふうに承知をしているわけであります。

○西岡武夫君 大臣のお話を承つていると、この

国立大学法人化、その構成メンバーは非公務員型だということは長い間の大学人自身のいろんな検討の結果こういう結果になつたと、そうおつしゃいましたね。その中心におられた、初めからと先ほど、私、初めからかどうか知らなかつたんですけれども、初めからおられた名古屋大学の総長が公務員型にならなかつたといふのはその職員の方々のことを言われたということですけれども、それじや全然十分な議論をしてそこから出てきた法案じやないじやないです。

○國務大臣(遠山敦子君) 十分な御議論をいただ

いたと、その証左がこの調査検討会議での御議論、それから、もちろんその背景には恐らく国大協の関係者も御議論があつて、その代表者も参考しているこの調査検討会議であつたろうと思ひますけれども、そこにおいて、そこのところは明確に書かれているわけでございます。国立大学が社会から期待される使命や機能の実現を目指し、その責務を全うしていくためには、諸規制の大枠な緩和と大学の裁量の拡大という法人化のメリットを最大限に活用して、大学及び職員の持てる能力を十分に發揮させることが重要であると、こうした観点に立つて、職員の身分については非公務員型とすることが適当であると、その非公務員型にするについてはこういうことが大事だと、

いろいろと書いてありますが、これはもうすべて担保されているわけでございますが、ここのこところの職員の中には明確に今申し上げてきたようなことがあるわけでございまして、この議論の結果

○委員長(大野つや子君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後二時一分散会

そういうものを私どもとしては法案に反映しているところどころでございます。

○西岡武夫君 もう時間が一分ちょっとしかありませんから、名古屋大学の総長はどういうその検討会議の中で役割を果たされ、どういうポストだつたんですか。——もう簡単に、もう時間ないですから。

○政府参考人(玉井日出夫君) この調査研究協力者会議は幾つかの委員会に分かれておりまして、松尾学長は目標評価委員会の委員であります。だから、人事制度委員会でございます。ただし、全体の連絡調整委員会のメンバーでもございます。

○西岡武夫君 もう時間が参りましたから、これで今日の質問は終りますけれども、松尾総長があの、ここで御意見をおつしやつた後でそのままとめが出ているなら分かりますよ。これはまとめて出た後でおつしやっているんですから。全然話が合わないじやありませんか。

それと、これも予告を申し上げますけれども、先ほど、午前中の議論でも出ましたけれども、授業料の問題について、学部別の授業料になるということは、私は、私学振興助成法を立案する段階で、私立と国立との違い、授業料の問題、バランスの問題、かなりの議論をいたしました。そのとき、国立大学の良さといふのは、どういう、文科系を学ぼうが理科系を学ぼうが医学系を学ぼうが同じ授業料だ、これが国立大学の果たしている役割だということで、私学振興助成法のときにその議論はそこで終わつたわけですね。ところが、今度、こういうことになると、授業料に学部別の授業料ということも起つてくる可能性が、午前中の御答弁をお聞きしていても多分に出てきていいるんではないかなと私は思います。次の委員会はこの問題を中心に御質問をいたします。

平成十五年七月十日印刷

(
平成十五年七月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A